

2021年（令和2年）第6回総会議事録

- 1 告示年月日 2021年（令和3年）5月14日（金）
- 2 通知年月日 2021年（令和3年）5月14日（金）
- 3 開催年月日 2021年（令和3年）5月31日（月）
- 4 開催場所 福山市東桜町3番5号
福山市役所 東棟3階 302会議室
- 5 付議事項
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する処分決定について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について
議案第4号 非農地証明について
議案第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
議案第6号 2021年度（令和3年度）福山市農業委員会活動計画（案）について
議案第7号 農業委員会の適正な事務実施について
議案第8号 農地等の現況に係る照会に対する回答について
- 6 報告事項
農地法等に関わる専決処分・届出等について
- 7 出席委員
1番 佐藤 眞子 2番 上田憲一郎 3番 土屋 智樹 4番 野田 幸男
6番 谷邊 博人 7番 岡本 卓也 10番 安原 理雄 13番 山本 明
15番 谷本 耕造 以上9名
- 8 欠席委員
5番 寶諸 孝也 8番 小林 輝仁 9番 石井 洋子 11番 下江 京子
12番 河村 昇 14番 須藤 薫雄 以上6名
- 9 その他の出席者
0名

10 事務局出席職員

事務局 長	宮谷 誘治	事務局専門員	延平 光雄
事務局次長	瀧川 滋雄	事務局	三好 千鶴
松永出張所	花田 宏	北部出張所	藤井 裕美
神辺出張所	杉原 信広	沼隈出張所	神原希代子

以上8名

11 議事内容
午前 9時55分

事務局長	<p>ただいまから、2021年（令和3年）第6回福山市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>谷邊会長，会議の進行をお願いします。</p>
会 長	<p>— 開会挨拶 —</p>
会 長	<p>それでは，会議規則第3条の規定によりまして議長を務めさせていただきます。</p>
議 長	<p>最初に，総会の成立を申し上げます。</p> <p>委員総数15名のうち，出席委員9名，欠席委員6名，在任委員の過半が出席ですので，本会議は成立します。</p>
議 長	<p>続いて，会議規則第10条の規定により，議事録署名委員の指名を行ないます。</p> <p>議席番号1番 佐藤眞子委員と議席番号10番 安原理雄委員をお願いします。</p>
議 長	<p>議事に入る前に，議案の訂正等があれば，事務局より説明してください。</p>
事務局	<p>2021年（令和3年）第6回総会議案書追加及び訂正事項等について説明します。</p> <p>追加議案第8号として，「農地等の現況に係る照会に対する回答について」を追加しています。内容は記載のとおりです。</p> <p>次に議案書の次第の4議事の項に「(追加) 議案第8号 農地等の現況に係る照会に対する回答について」を追加。</p> <p>次に13ページ「V 違反転用への適正な対応」「2 令和元年度実績」を「2 令和2年度実績」に訂正。</p> <p>次に15ページ「4 情報の提供等 農地の権利移動等の状況把握」欄の「調査対象権利移動等件数」集計中を「3,088件」に訂正。</p> <p>次に議案書（別冊）1ページ2番の備考欄「使用貸借権」を「賃借権」に訂正。</p> <p>次に7,8ページの2番から7番の施設欄「住宅14棟」を「建売住宅14棟」に訂正。</p>

	<p>次に11ページ20番の受人の職業「自営業」を「会社役員」、施設欄の「露天資材置場」を「貸露天資材置場」に訂正。</p> <p>次に14ページ33番取下げ，34番の受人の住所欄「新市町大字695番地11」を「新市町大字宮内〇〇〇〇番地〇〇」に訂正。</p> <p>次に16ページ3番の利用状況欄の「調整区域」を削除。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>それでは，議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程します。</p> <p>東部地区の報告をお願いします。</p>
委 員 1 番 佐藤	<p>東部地区の審議内容について，報告します。</p> <p>東部地区では，事前に5月21日（金）の午前9時30分から12時と，協議会当日24日午前9時30分からの現地調査に続き，午前11時00分から市役所東棟3階303会議室で協議会を開催しました。</p> <p>委員7名中全員の出席により，議案第1号2件，議案第3号11件，議案第4号1件，議案第5号1件，合計15件について審議しました。</p> <p>それでは，議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の1頁1番と2番について報告します。</p> <p>1番は，蔵王町一丁目の4筆合計1,690㎡の畑を御幸町の新規就農者が，期間を定めない使用貸借権を設定するものです。</p> <p>場所は，蔵王小学校から南西，約45メートルです。</p> <p>果樹・野菜を作付け予定で必要な農機具も確保されており，下限面積も超えているので許可妥当と判断しました。</p> <p>2番は，曙町五丁目の2筆合計1,604㎡の田を新涯町の農業者が経営規模拡大のため賃借権を設定するものです。</p> <p>クワイを作付け予定です。場所は，あけぼの幼稚園から西，約84メートルです。農作業経験もあり，必要な農機具・労働力も確保されており，下限面積も超えているので許可妥当と判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>西部地区の報告をお願いします。</p>
委 員 4 番 野田	<p>西部地区の審議内容について，報告します。</p> <p>西部地区では，5月25日の午後1時00分からの現地調査に続き，午後4時から市役所 東棟3階 303会議室で 協議会を開催しました。</p> <p>委員10名中9名の出席により，議案第1号3件，議案第2号1件，議案第3号7件，議案第4号2件，合計13件について審議しました。</p>

	<p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の3番から5番について報告します。</p> <p>3番は、山手町の受人が、同町の渡人から使用貸借権を設定して申請地を借り受け、経営規模を拡大するものです。</p> <p>4番は、山手町の受人が、同町の渡人から使用貸借権を設定して申請地を借り受け、経営規模を拡大するものです。</p> <p>5番は、沼隈町の受人が、若松町の相続財産管理人から申請地を譲り受け、経営規模を拡大するものです。</p> <p>いずれも、受人及び申請農地、営農計画に問題はなく、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
議 長	松永地区の報告をお願いします。
委 員 7 番 岡本	<p>それでは、松永地区の審議内容について報告をします。</p> <p>松永地区では、5月25日、午前8時30分から関係者により現地調査を行い、午前10時30分から松永支所2階21会議室で協議会を開催しました。委員7名全員の出席により、議案第1号5件、議案第2号3件、議案第3号2件、議案第4号2件、追加議案第8号1件、合計13件について審議いたしました。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の6番から10番について報告します。</p> <p>6番は、本郷町の受人が、同居の父親である渡人から生前贈与を受けるもので、野菜を栽培する計画です。</p> <p>7番は、尾道市の受人が、福岡市の渡人から譲受け、経営規模の拡大をするもので、野菜を栽培する計画です。</p> <p>8番は、多治米町五丁目の受人が、久松台二丁目の渡人から譲受け、経営規模の拡大をするもので、野菜を栽培する計画です。</p> <p>9番は、尾道市の受人が、南手城町一丁目の渡人から譲受け、経営規模の拡大をするもので、果樹を栽培する計画です。</p> <p>10番は、藤江町の受人が、大阪府和泉市の渡人から譲受け、経営規模の拡大をするもので、野菜を栽培する計画です。</p> <p>いずれも、受人及び申請農地、営農計画に問題はなく、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
議 長	北部地区の報告をお願いします。
委 員	それでは、北部地区の審議内容について、報告をします。北部地区では、5月

<p>10番 安原</p>	<p>25日の午前11時30分から関係者により、現地調査を行い、午後3時30分から北部支所3階の302会議室で協議会を開催しました。</p> <p>協議会委員13名のうち、全員出席により、議案第1号8件、議案第3号12件、議案第4号3件、追加議案第8号2件の合計25件について審議いたしました。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の別冊3ページの11番から5ページの18番について報告をします。</p> <p>11番は、加茂町の譲受人が、同町の譲渡人 外1人から申請地を譲受け、野菜を栽培して経営規模の拡大を図るものです。</p> <p>12番は、駅家町の譲渡人が、同町の譲受人、申請地を贈与するものです。譲受人は野菜を栽培して経営規模の拡大を図るものです。</p> <p>13番は、駅家町の譲受人が、同町の譲渡人から申請地を譲受け、マコモダケを栽培して経営規模の拡大を図るものです。</p> <p>14番と15番は関連案件で、御幸町の借受人が賃借権を設定して、14番と15番でいずれも駅家町の貸出人から申請地を借受け、新規就農して、野菜を栽培するものです。</p> <p>16番は、神辺町の借受人が、賃借権を設定して、駅家町の貸出人から申請地を借受け、新規就農して、野菜を栽培するものです。</p> <p>17番は、新市町の譲受人が、同町の譲渡人から申請地を譲受け、野菜を栽培して経営規模の拡大を図るものです。</p> <p>18番は、府中市の譲受人が、芦田町の譲渡人から申請地を譲受け、果樹を栽培して経営規模の拡大を図るものです。</p> <p>いずれの案件も、譲受人或いは借受人は、農作業経験があり、必要な農機具等も確保済みであり、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>神辺地区の報告をお願いします。</p>
<p>委員 13番 山本</p>	<p>神辺地区の審議内容について報告します。</p> <p>神辺地区では、5月25日、午前9時から現地調査を行い、午前11時40分から、神辺支所3階31会議室において地区協議会員8名中7名の出席により、議案第1号3件、議案第2号2件、議案第3号9件、議案第4号1件の合計15件について、審議しました。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」5ページ19番から21番について報告します。</p> <p>19番は、上竹田の譲受人が、自宅に隣接する上竹田の畑1筆192㎡について、上竹田の譲渡人から贈与により譲り受け、季節野菜の栽培をするもので</p>

	<p>す。</p> <p>20番は、上御領の貸人が自宅周囲に所有する上御領の田2筆655㎡と畑2筆345㎡の合計1,000㎡について、農業後継者となる兵庫県高砂市（たかごし）の子が使用貸借権を設定して、季節野菜の栽培をして新規就農をするものです。</p> <p>21番は、平野の譲受人が、高齢で労力不足となった平野の譲渡人から平野の田1筆441㎡を譲り受けて、水稻の栽培をして経営規模の拡大をするものです。</p> <p>いずれも申請農地、営農計画に問題はなく、必要な農機具・労働力も確保され、下限面積も満たしていることから、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>事務局から補足説明等があればしてください。</p>
事務局	<p>議案第1号のすべての案件については、別紙調査書のとおり、借入後又は取得後の全ての農地を利用する計画であり、機械・労働力・技術などに問題はなく、農業委員会が定める下限面積を超えていることから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件をすべて満たしています。以上です。</p>
議 長	<p>これより質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>— 質問等なし —</p>
議 長	<p>質問等がないようですので、採決します。</p> <p>議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>— 全員挙手 —</p>
議 長	<p>全員挙手により、議案第1号は原案のとおり許可することに決定します。</p>
議 長	<p>次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程します。</p> <p>西部地区の報告をお願いします。</p>

<p>委員 4番 野田</p>	<p>議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する処分決定について」の1番について報告します。</p> <p>山手町の申請人が、申請地に住宅1棟を建築するものです。</p> <p>場所は、熊野小学校の北東、約600メートルです。</p> <p>本件は、農振農用地区域内の農地のため、農振除外手続き中です。</p> <p>現地調査をしましたが、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないことから、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>松永地区の報告をお願いします。</p>
<p>委員 7番 岡本</p>	<p>それでは、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する処分について」の、2番から4番について報告します。</p> <p>2番と3番は隣接地です。</p> <p>2番は、藤江町の申請人が、露天駐車場を設置するものです。場所は、小森池から北へ約9メートルのところ です。</p> <p>3番は、藤江町の申請人が、露天駐車場を設置するものです。場所は、小森池から北へ約9メートルのところ です。</p> <p>4番は、藤江町の申請人が、露天駐車場を設置するものです。場所は、小森池の北東側隣接地です。</p> <p>いずれも、農振農用地区域内の農地のため、農振除外手続き中です。</p> <p>現地調査をしましたが、日照・排水など周辺農地への営農条件に支障を生じる恐れもないことから、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>神辺地区の報告をお願いします。</p>
<p>委員 13番 山本</p>	<p>議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する処分決定について」6ページ5番と6番について報告します。</p> <p>5番は、高齢で労力不足となった西中条の申請人が、自宅に隣接する西中条の田1筆564㎡について、売電用の太陽光発電パネルを設置するものです。なお、申請地の一部について、自宅に隣接した農業用倉庫の敷地となっていたため、顛末書の提出を受けています。</p> <p>6番は、高齢で労力不足となった上御領の申請人が、自宅に隣接する上御領の田1筆297㎡のうち122㎡について、自家用車の駐車場として利用するものです。なお、該当部分は既に露天駐車場として利用されていたため、顛末書の提出を受けています。</p> <p>現地調査を行いました。いずれも日照・排水について支障なく、周辺の営農への影響についても問題ないと思われることから転用許可妥当と判断しまし</p>

	た。以上です。
議 長	ありがとうございました。 事務局から補足説明等があればしてください。
事務局	議案第2号の案件は、農用地区域内農地、甲種農地、第1種農地、第3種農地に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地と認められるため、その他の農地である第2種農地として判断されます。 別紙、農地転用許可申請に係る調査書のとおり、農地転用許可基準の要件を満たしており、申請は、適正かつ適法であり、事業規模からみて適切な面積で、周辺の営農状況に支障を生じるおそれもないと認められます。 なお、議案第2号には、常設審議委員会への意見聴取案件はございません。以上です。
議 長	これより質疑に入ります。 発言のある方は挙手をお願いします。
委 員	— 質問等なし —
議 長	質問等がないようですので、採決します。 議案第2号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
委 員	— 全員挙手 —
議 長	全員挙手により、議案第2号は原案のとおり許可することに決定します。
議 長	次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」を上程します。 東部地区の報告をお願いします。
委 員 1 番 佐藤	議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」の7頁1番から9頁11番について報告します。 1番は、引野町の受人が、御船町の渡人から申請地を譲り受け、露天駐車場

<p>議 長</p>	<p>として利用するものです。場所は、引野公民館から東へ、約54メートルです。 2番～7番は関連案件です。 松永町の受人が、渡人から申請地を譲り受け、建売住宅14棟を建築するものです。場所は、千田小学校から東へ約1,200メートルです。 8番は、曙町の受人が、御幸町の渡人から申請地を譲り受け、長屋住宅2棟を建築するものです。場所は、ビッグ・ローズの南東約430メートルです。 9番と10番は関連案件です。 東広島市の受人が、渡人から申請地を譲り受け、長屋住宅3棟を建築するものです。場所は北警察署から北西へ350メートルです。 11番は、神辺町の受人が大阪府吹田市の渡人から譲り受け、露天資材置場を設けるものです。場所は御幸小学校から北へ456mです。 現地調査をしましたが、いずれも、日照・排水等周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないことから、許可妥当と判断しました。以上です。</p> <p>西部地区の報告をお願いします。</p>
<p>委 員 4 番 野 田</p>	<p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」の12番から18番について報告します。 12番と13番は関連案件です。 瀬戸町の法人が、同町の渡人2人から賃貸借権を設定して申請地を借り受け、露天資材置場として整備するものです。 場所は、瀬戸コミュニティセンターの北東、約400メートルです。 14番は、瀬戸町の受人が、東京都足立区の渡人から申請地を譲り受け、露天駐車場として整備するものです。 場所は、瀬戸小学校の南西、約1,100メートルです。 15番は、山手町の受人が、津之郷町の渡人から申請地を譲り受け、住宅1棟を建築するものです。 場所は、山手小学校の西、約300メートルです。 16番は、赤坂町の受人が、同町の渡人から使用貸借権を設定して申請地を借り受け、住宅1棟を建築するものです。 場所は、JR備後赤坂駅の南、約200メートルです。 17番は、赤坂町の受人が、同町の渡人から申請地を譲り受け、宅地の拡張を行うものです。 場所は、JR備後赤坂駅の南、約200メートルです。 18番は、新涯町の受人が、熊野町の渡人から使用貸借権を設定して申請地を借り受け、住宅1棟を建築するものです。 場所は、熊野小学校の北東、約300メートルです。</p>

<p>議 長</p>	<p>なお、12番、13番、14番、16番及び17番は、農振農用地区域内の農地のため、農振除外手続き中です。</p> <p>現地調査をしましたが、いずれも、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないことから、許可妥当と判断しました。以上です。</p> <p>松永地区の報告をお願いします。</p>
<p>委 員 7番 岡本</p>	<p>それでは、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」の、19番と20番について報告します。</p> <p>19番は、駅家町の受人が、本郷町の渡人と使用貸借権を設定して、住宅一棟を建築するものです。場所は、本郷小学校の南西側隣接地です。</p> <p>20番は、松永町六丁目の受人が、神村町の渡人から譲受け、露天資材置場を設置するものです。場所は、松永高校から、南東へ約350メートルのところ。なお、20番については、すでに埋め立てに着工されていたため、顛末書の提出を求めていましたが、未だ提出されておりません。取下げもされていないので、許可保留とし、次の総会で決定するものとします。</p> <p>19番については現地調査をしましたが、いずれも、日照・排水など周辺農地への営農条件に支障を生じる恐れもないことから、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議 長</p> <p>委 員 10番 安原</p>	<p>北部地区の報告をお願いします。</p> <p>それでは、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」の別冊11ページの21番から13ページの32番について報告します。</p> <p>21番は、多治米町三丁目の借受人 外1人が、申請地に使用貸借権を設定して、芦田町の貸出人から申請地を借受け、住宅を建築するものです。</p> <p>場所は、福田保育所の北東、約1キロメートルのところ。22番は、加茂町の譲受人である法人が、同町の譲渡人から申請地を譲受け、露天駐車場及び露天資材置場として整備するものです。</p> <p>場所は、加茂保育所の北東、約200メートルのところ。23番は、霞町三丁目の譲受人である法人が、駅家町の譲渡人から申請地を譲受け、露天資材置場として整備するものです。</p> <p>場所は、駅家北小学校の南、約10メートルのところ。</p> <p>なお、本案件は、隣接する宅地の庭として利用していたため、顛末書の提出を受けております。</p> <p>24番は、南松永町三丁目の借受人である法人が、申請地に賃借権を設定</p>

<p>議 長</p> <p>委 員</p> <p>1 3 番</p> <p>山 本</p>	<p>して、木之庄町五丁目の貸出人から申請地を借受け、露天資材置場として整備するものです。</p> <p>場所は、福山北消防署駅家分署の南、約300メートルのところでは、</p> <p>25番は、本郷町の借受人である法人が、申請地に賃借権を設定して、駅家町の貸出人から申請地を借受け、露天資材置場として整備するものです。</p> <p>場所は、福山北消防署駅家分署の南、約200メートルのところでは、</p> <p>26番は、本郷町の借受人である法人が、申請地に賃借権を設定して、広島市の貸出人から申請地を借受け、露天資材置場として整備するものです。</p> <p>場所は、駅家南中学校の西、約650メートルのところでは、</p> <p>27番は、神辺町の譲受人である法人が、駅家町の譲渡人から申請地を譲受け、露天資材置場として整備するものです。</p> <p>場所は、駅家南中学校の東、約200メートルのところでは、</p> <p>28番は、芦田町の譲受人が、北本庄二丁目の譲渡人から申請地を譲受け、住宅用地及び倉庫用地として使用するものです。</p> <p>場所は、宜山小学校の南、約650メートルのところでは、</p> <p>なお、本案件は、既に建築済みであり、顛末書の提出を受けております。</p> <p>29番は、広島市の譲受人である法人が、新市町の譲渡人から申請地を譲受け、売電用の太陽光発電パネルを設置するものです。</p> <p>場所は、常金中学校の南西、約700メートルのところでは、</p> <p>30番は、新市町の譲受人が、同町の譲渡人から申請地を譲受け、露天駐車場として整備するものです。</p> <p>場所は、常金丸小学校の北東、約100メートルのところでは、</p> <p>31番と32番は関連案件で、大阪市の譲受人である法人が、31番と32番でいずれも新市町の譲渡人から申請地を譲受け、売電用の太陽光発電パネルを設置するものです。</p> <p>場所は、戸手高等学校の南、約350メートルのところでは、</p> <p>現地調査をしましたが、日照・排水等、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断しました。</p> <p>なお、21番から23番、25番から27番、30番の申請地は、農振農用地区域内の農地のため、農振除外手続き中であります。以上です。</p> <p>神辺地区の報告をお願いします。</p> <p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」14ページ34番から15ページ42番について報告します。</p> <p>34番は、新市町で建築土木業を営む法人が川北の田2筆合計1,017㎡を賃借権で借り受けて、事業拡大に伴い必要となった露天資材置場として利用</p>
---	--

	<p>するものです。</p> <p>35番と36番は関連案件です。</p> <p>川北で土木工事業を営んでいる法人が、隣り合っている35番の箱田の田2筆2, 171㎡と36番の箱田の田1筆1, 856㎡を賃借権で借り受けて、合計3筆4, 027㎡を事業拡大に伴い必要となった露天資材置場として利用するものです。</p> <p>37番と38番は関連案件です。</p> <p>御幸町で和瓦（わがわら）製造販売業を営んでいる法人が、37番の箱田の田1筆1, 464㎡と38番の箱田の田2筆1, 447㎡を賃借権で借り受けて、合計3筆2, 911㎡を事業拡大に伴い必要となった露天資材置場として利用するものです。</p> <p>39番は、上御領の譲受人が申請地である湯野の畑2筆564㎡について、湯野の譲渡人から譲り受けて自己用住宅1棟を建築するものです。</p> <p>40番は、上御領の譲受人が申請地である湯野の畑1筆204㎡について、湯野の譲渡人から譲り受けて自宅に隣接して自営大工業のための露天資材置場として利用するものです。</p> <p>41番は、西中条で車両リース業を営む法人が事業所の隣地である西中条の田2筆782㎡について、道上の譲渡人から譲り受けて事業拡大に伴い必要となった大型トラック用の露天駐車場として利用するものです。</p> <p>42番は、徳田の借受人が申請地である十三軒屋の田1筆304㎡について、祖父である十三軒屋の貸出人から使用賃借権で借り受けて自己用住宅1棟を建築するものです。</p> <p>なお、35番から38番、41番については、農振農用地区域内の農用地のため、農振除外手続き中です。</p> <p>現地調査を行いました。いずれも日照・排水について支障なく、周辺の営農への影響についても問題ないと思われることから転用許可妥当と判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>事務局から補足説明等があればしてください。</p>
事務局	<p>議案第3号の12番と13番は第3種農地に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある農地で、住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にあり、その規模が10ヘクタール未満であると認められるため、20番は第3種農地の区域に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある農地であり、「相当数の街区を形成している区域」と</p>

	<p>認められるため第2種農地として判断されます。</p> <p>16番と17番はJR山陽本線備後赤坂駅から、34番は福山市役所神辺支所からおおむね300メートル以内に存在するため第3種農地として判断されます。</p> <p>その他の案件は、農用区域内農地、甲種農地、第1種農地、第3種農地に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地と認められるため、その他の農地である第2種農地として判断されます。</p> <p>別紙、農地転用許可申請に係る調査書のとおり、農地転用許可基準の要件を満たしており、申請は、適正かつ適法であり、事業規模からみて適切な面積で、周辺の営農状況に支障を生じるおそれもないと認められます。20番については保留とします。</p> <p>なお、「2番から7番」、「35番と36番」は転用面積が3,000平方メートルを超えるため常設審議委員会への意見聴取案件です。以上です。</p>
議長	<p>これより質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>— 質問等なし —</p>
議長	<p>質問等がないようですので、採決します。</p> <p>20番は書類不備につき今回は保留とします。</p> <p>議案第3号の「2番から7番」、「35番と36番」は許可相当として常設審議委員会へ意見聴取し、その他の案件は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>— 全員挙手 —</p>
議長	<p>全員挙手により、議案第3号の20番は書類不備につき保留とし、「2番から7番」、「35番と36番」は許可相当として常設審議委員会へ意見聴取し、その他の案件は原案のとおり許可することに決定します。</p>
議長	<p>次に、議案第4号「非農地証明について」を上程します。</p> <p>東部地区の報告をお願いします。</p>
委員	<p>議案第4号「非農地証明について」は、16頁1番について報告します。</p>

<p>1 番 佐藤</p>	<p>1 番は、奈良津町二丁目の申請人が、1990年（平成2年）12月から、住宅敷地として利用し、現在に至っております。</p> <p>場所は、北消防署の北、約366メートルです。以上です。</p> <p>現地調査をしましたが、農地性がなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>西部地区の報告をお願いします。</p>
<p>委 員 4 番 野田</p>	<p>議案第4号「非農地証明について」の2番と3番について報告します。</p> <p>2番と3番は隣接しており、どちらも、水呑町の各申請人が、平成6年5月頃から耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し山林となっております。</p> <p>場所は、箕島小学校の南、約800メートルです。</p> <p>現地調査をしましたが、どちらも、農地性がなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>松永地区の報告をお願いします。</p>
<p>委 員 7 番 岡本</p>	<p>それでは、議案第4号「非農地証明について」の4番と5番について報告します。</p> <p>4番は、金江町の申請人が、平成2年頃から耕作放棄していたところ、雑木などが繁茂して山林となったものです。</p> <p>場所は、本谷池から、北へ約180メートルのところです。</p> <p>5番は、金江町の申請人が、昭和46年頃から作業所敷地として利用されていたものです。</p> <p>場所は、金江小学校から、西へ約340メートルのところです。</p> <p>なお、4番は、農振農用地区域内の農地ではありますが、担当部局との調整は整っております。</p> <p>現地調査をしましたが、農地性がなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>北部地区の報告をお願いします。</p>
<p>委 員 1 0 番 安原</p>	<p>それでは、議案第4号「非農地証明について」の別冊16ページの6番から17ページの8番について報告します。</p> <p>6番は、芦田町の申請人が、昭和35年頃から、住宅敷地として利用し、現在に至ります。</p> <p>場所は、芦田支所の東、約950メートルのところですか。</p>

	<p>7番は、加茂町の申請人が、平成20年頃から耕作放棄していたところ、加茂町字北山448番と465番1は、雑木及び竹が繁茂し原野となっており、残る1筆は、竹が繁茂し竹林となっております。</p> <p>場所は、広瀬公民館の南、約300メートルのところですか。</p> <p>8番は、駅家町の申請人が、平成12年4月頃から耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し山林となっております。</p> <p>場所は、服部公民館の北西、約1.5キロメートルのところですか。</p> <p>なお、7番と8番は、農振農用地区域内の農地であります。担当部局との調整は整っております。</p> <p>現地調査をしましたが、農地性がなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。以上です。</p>
議長	<p>神辺地区の報告をお願いします。</p>
委員 13番 山本	<p>議案第4号「非農地証明について」17ページ9番について報告します。</p> <p>9番は、上御領の申請人が、申請地である上御領の畑1筆179㎡について平成22年から相続により所有していましたが、申請地は、昭和39年以前から住宅敷地として利用し現在に至っているものです。</p> <p>現地確認をしましたが、農地への復旧は困難であることから非農地証明妥当と判断しました。</p> <p>なお、申請地については、農振農用地区域内の農地であります。担当部局との調整は整っております。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>— 質問等なし —</p>
議長	<p>質問等がないようですので、採決します。</p> <p>議案第4号について、原案のとおり証明することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>— 全員挙手 —</p>
議長	<p>全員挙手により、議案第4号は原案のとおり証明することに決定します。</p>

議 長	<p>次に、議案第5号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」を上程します。</p> <p>東部地区の報告をお願いします。</p>
委 員 1 番 佐藤	<p>議案第5号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」は、18頁1番について報告します。</p> <p>1番は、申請人である子が御幸町と駅家町の農地7筆6,452㎡を相続し営農していくものです。現地確認を行いました。申請地は適正に管理されていたので証明妥当と判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>— 質問等なし —</p>
議 長	<p>質問等がないようですので、採決します。</p> <p>議案第5号について、原案のとおり証明することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>— 全員挙手 —</p>
議 長	<p>全員挙手により、議案第5号は原案のとおり証明することに決定します。</p>
議 長	<p>次に、議案第6号「2021年度（令和3年度）福山市農業委員会活動計画（案）について」を上程します。</p> <p>事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>議案書7ページをご覧ください。</p> <p>本年度は、総会の開催を計13回予定しており、5月以外は毎月下旬に開催します。</p> <p>通常の農地の権利移動や転用の許可案件以外の案件として、9月と3月に「農業振興地域整備計画変更の諮問に対する答申について」</p> <p>3月に「農地法第3条第2項第5号に規定する下限面積（別段面積）の設定について」を議題とする予定です。</p> <p>また、総会に諮る議題や協議事項がありましたら別途議案を追加する</p>

	<p>ことになりますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>次に役員会です。年度当初と9月の2回計画しております。</p> <p>次に研修会ですが、例年通り7月と1月の2回計画しております。</p> <p>次に利用権設定等事業の推進です。利用権設定の取りまとめの月である4月、9月、1月とその前月の2ヶ月間を推進月間と定め事業を推進するものです。</p> <p>次に、農地調整協議会についてです。</p> <p>農地法その他の関係事項についての申請案件等は、市内5地区の農地調整協議会を経て総会で審議されることとなるため、毎月25日を中心に開催することとなります。</p> <p>次に、農地利用状況調査への取り組みについてです。</p> <p>昨年度と同様、本年度も、8月から10月にかけて、農地利用最適化推進委員会を中心に実施し、遊休農地・荒廃農地等の調査を行うこととしています。</p> <p>また、農業者の意向を把握するため、アンケート等の調査を行うこととしています。</p> <p>その他、農業者年金の相談活動、全国農業新聞の新規購読推進について取り組むこととしております。</p> <p>なお、運営はコロナ禍の状況を睨みながらになると考えております。説明は以上です。</p>
議長	<p>ただいま、委員会活動計画（案）について説明がありましたが、発言のある方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>— 質問等なし —</p>
議長	<p>質問等もないようですので、採決します。</p> <p>議案第6号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>— 全員挙手 —</p>
議長	<p>全員挙手により、議案第6号は原案のとおり承認されました。</p> <p>次に、議案第7号「農業委員会の適正な事務実施について」を上程します。事務局から報告してください。</p>
事務局	<p>議案第7号についてご説明します。</p>

この取り組みは、平成22年度から全国の農業委員会で実施されており、議案書9ページから16ページの「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）」及び17ページから19ページの「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）」についてご審議いただくものです。

9ページをご覧ください。

「Ⅰ 農業委員会の状況」です。市内の農家・農地の概要と農業委員会の体制を記載しています。遊休農地面積は、一昨年の農地利用状況調査の荒廃農地の内A分類に該当する数値を記載しています。表中に記載している農林業センサスの数値は2015年の数値です。

次に、10ページ「Ⅱ 担い手への農地の利用集積・集約化」です。2の表にあります。令和2年度は「集積目標」262.7ヘクタールに対し「集積実績」は、261.4ヘクタールで目標値を下回りました。原因としては新規の担い手が集積する一方で、リタイアする担い手も相当数いることが挙げられます。新規実績については認定農業者や認定新規就農者等が新規に集積した面積の合計を記載しております。

次に、11ページ「Ⅲ 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進」です。令和2年度の新規参入者数は19経営体で集積面積は6.6ヘクタールとなっています。参入目標・参入目標面積ともに達成しました。

次に、12ページ「Ⅳ 遊休農地に関する措置に関する評価」です。農地利用状況調査の実績等により作成しています。野菜等作付けや保全管理により解消された農地は目標の504パーセントの25.2ヘクタールとなっています。

次に、13ページ「Ⅴ 違反転用への適切な対応」です。令和2年度の違反転用面積は0.7ヘクタールとなっており、関係課と連携し指導をおこないましたが改善には繋がっておりません。

次に、14ページ「Ⅵ 農地法等によりその権限に属された事務に関する点検」です。

「1 農地法第3条に基づく許可事務」の処理件数は216件となっています。

「2 農地転用に関する事務」の処理件数は333件となっています。

次に、15ページ「3 農地所有適格法人からの報告への対応」です。管内の22法人の内19法人から報告書が提出されています。報告書の提出がなかった法人については、引続き報告を求めていくこととしています。

「4 情報の提供等」についてですが、賃借料情報や農地台帳のデータの更新など適切に行っています。

次に、16ページ「Ⅶ 地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容」です。農地利用最適化等に関する事務と農地法等によりその権限に属された事務についての要望・意見はありませんでした。

「Ⅷ 事務の実施状況の公表等」については、議事録等を公表しています。

以上が、活動の点検・評価です。

続きまして、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）についてです。

17ページをご覧ください。

「Ⅰ 農業委員会の状況」です。市内の農家・農地の概要と農業委員会の体制を記載しています。遊休農地面積は、昨年農地利用状況調査の荒廃農地の内A分類に該当する数値を記載しています。表中に記載している農林業センサスの数値は2015年の数値です。

「2 農業委員会の現在の体制」については、農業委員15人、農地利用最適化推進委員30人の体制となっています。

次に、18ページ「Ⅱ 担い手への農地の利用集積・集約化」です。2の表をご覧ください。今年度、15ヘクタールの新規集積面積を目標としています。

「Ⅲ 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進」ですが、「1 現状及び課題」にあるように管内の新規就農者は毎年一定程度あります。今年度も新たに5経営体、2.5ヘクタールの参入を促進する計画としております。

次に、19ページ「Ⅳ 遊休農地に関する措置」です。

現在、遊休農地は53.9ヘクタールを確認しています。

遊休農地の解消面積の目標を5ヘクタールとし、引き続き農地利用状況調査の実施等に取り組む計画としています。

「Ⅴ 違反転用への適正な対応」ですが、違反転用に対しては、今後関係機関と連携を図り対応します。

本案は、議決をいただいた後、ホームページで公開するとともに、県を通じて中国四国農政局に報告します。

説明は以上です。

議長

これより質疑に入ります。

発言のある方は挙手をお願いします。

委員

— 質問等なし —

議 長	<p>質問等もないようですので、採決します。</p> <p>議案第7号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>— 全員挙手 —</p>
議 長	<p>全員挙手により、議案第7号は原案のとおり承認されました。</p>
議 長	<p>次に、追加議案第8号「農地等の現況に係る照会に対する回答について」を上程します。</p> <p>松永地区の報告をお願いします。</p>
委 員 7 番 岡本	<p>追加議案第8号「農地等の現況に係る照会に対する回答について」の1番について報告します。</p> <p>1番は、広島法務局福山支局より、5月19日付けで、現況に係る照会がありましたので、現地調査をしたところ、倉庫敷地として転用済みであり、非農地として回答するものです。場所は、金江小学校から西へ約180メートルのところでした。以上です。</p>
議 長	<p>北部地区の報告をお願いします。</p>
委 員 10 番 安原	<p>それでは、議案第8号「農地等の現況に係る照会に対する回答について」の追加1ページの2番と3番について報告します。</p> <p>広島法務局福山支局より、5月19日付けで、現況に係る照会がありました。2番と3番は関連案件で、5月25日に現地調査したところ、いずれも隣接する用悪水路となっており、非農地として回答するものです。以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>— 質問等なし —</p>
議 長	<p>質問等がないようですので、採決します。</p> <p>議案第8号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>

委員	— 全員挙手 —
議長	全員挙手により、議案第8号は原案のとおり決定します。
議長	次に、報告事項「農地法等に関わる専決処分・届出等について」を事務局から説明してください。
事務局	<p>専決処分及び届出等について、ご説明します。</p> <p>議案書（別冊）の19ページから20ページの「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」です。これは、相続等により農地の権利を取得した場合の届出です。農業委員会処務規則第6条の2第1項の規定により、15件を事務局長専決で受理しました。</p> <p>次に、21ページと22ページの「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書の受理について」及び、23ページから28ページの「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」です。</p> <p>4条12件、5条28件を農業委員会処務規則第6条の2第1項の規定により、事務局長専決で受理しました。</p> <p>次に、29ページの「農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について」です。賃貸借を解約したことの通知が5件ありました。</p> <p>次に、30ページの「農地法の規定による許可又は届出の取消し・申請取下げについて」です。許可又は届出の受理後、何らかの事情により履行できなかったことから提出されたものであり、1件を受理しました。専決処分及び届出等については以上です。</p>
議長	ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。
委員	— 質問等なし —
議長	<p>質問等もないようですので、以上をもちまして2021年（令和3年）第6回福山市農業委員会総会を終了します。</p> <p>なお、来月の総会は6月30日開催の予定です。</p> <p>皆様お疲れ様でした。</p>
事務局長	委員の皆様には、ご審議いただきありがとうございました。気をつけてお帰りください。

午前11時00分閉会